

中能登町介護職員等継続勤務奨励金交付要綱

令和4年3月24日
告示第31号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内に所在する介護保険サービス事業所等における介護人材の確保及び定着を図り、介護サービスの質の向上と安定した供給による中能登町の介護体制の充実に資することを目的に、中能登町介護職員等継続勤務奨励金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条各項に掲げるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援を除く。）若しくは同法第8条の2各項に掲げるサービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）を提供する事業所又は施設をいう。
- (2) 介護職員等 別表に定める職種の者
- (3) 除算期間 介護保険サービス事業所等の就業規則等における無給の休暇等（産前産後休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に定める休暇をいう。）を除く）を取得した月数（勤務した日のある月を除く）。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年4月1日以後に、町内の介護保険サービス事業所等に新たに介護職員等として就業している者（以前、介護職員等として介護保険サービス事業所等に就業していた者については、離職から1年以上の経過を経て再就職する者に限る）で、当該介護保険サービス事業所等を運営する法人等に直接雇用されている者。
- (2) 雇用主と1週間の勤務時間が1年を平均して20時間を超える勤務条件で雇用契約を締結する者。
- (3) 第1号の就業日時点において、同一法人内の系列事業所からの異動者でない者。
- (4) 当該奨励金の交付申請日時点において第1号の就業日から介護職員等として引き続き同一事業所で継続勤務（ただし、就業後の同一法人内の町内介護保険サービス事業所等間における人事異動は継続勤務とみなす）しており、今後も同一事業所で就業する意思がある者。

(奨励金の交付時期及び金額)

第4条 奨励金の額は次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する条件をすべて満たした日から起算して12箇月を経過（期間計算においては、除算期間を除くものとする）したとき 5万円
- (2) 前条第1号及び第2号に規定する条件をすべて満たした日から起算して36箇月を経過（期間計算においては、除算期間を除くものとする）したとき 10万円

2 奨励金の交付は、前項各号の区分ごとに1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、前条第1項各号に規定する区分ごとに、当該期間を経過した日を基準日とし、基準日から起算して2箇月を経過する日まで

に、中能登町介護職員等継続勤務奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に係る書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、交付の可否を決定し、中能登町介護職員等継続勤務奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付）

第7条 町長は、前条の規定による交付決定を行ったときは、速やかに奨励金を交付する。

（決定の取消し）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

（2） この要綱又は交付の条件に違反したとき。

（奨励金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、中能登町介護職員等継続勤務奨励金返還命令書（様式第3号）により、返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和9年4月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定による申請がなされたものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の中能登町介護職員等継続勤務奨励金交付要綱第2条の規定は、令和6年4月1日以降に採用された職員に適用し、同日前に採用された職員については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

対象となる職種	介護事業所及び介護施設に勤務する「介護職員」「看護職員」「リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）」「栄養士」「管理栄養士」
---------	--